

第 II 部

管理職から見た障害児教育 ―藤沢市中学校における特別指導学級の現状― 秋 田 晃

養護学校の地域における機能 ―地域における養護学校と障害児学級との関係―
中 野 佳代子

障害児教育に関わる教師の成長を支えるもの 富 岡 英 道

管理職から見た障害児教育

— 藤沢市中学校における特別指導学級の現状 —

秋 田 晃

(神奈川県藤沢市立羽鳥中学校)

はじめに

国段階では特殊学級（藤沢市では特別指導学級）への入級規準も緩和され、本人や保護者の意向でそれぞれのニーズにあわせた教育が受けられる措置がされた。これまでも障害児教育においては行政や地域によって様々な経緯や経過があり、その対応にも大きな違いがあった。

藤沢市においては、養護学校の義務化（1979）以降、様々な取り組みがなされた。一部の団体では統合教育が強く提唱され、「すべての子を普通学校へ」というスローガンも出されてきた。入学に際しては本人や保護者の意見が優先され、通常学級にも多くの障害を持った生徒が在籍した。そのような中で特別指導学級の設置は早急には進まず、障害を持った生徒の受け皿としての機能は、十分とはいえなかった。

藤沢市では義務化以前に市立の養護学校を開校していた。現在では、幾度か実態に変化はあったが、市の障害児教育の推進役というよりは一つの選択肢としての存在であった。そのため市内の特別指導学級との連携も少なく、長い間、文字通り特別な存在であったといえることができる。

I. 藤沢市における特別指導学級と本稿の目的

市内の特別指導学級は昭和30年に小学校、32年に中学校に最初の学級が開設され、平成13年度現在、小学校35校中9校、中学校19校中8校に設置されている。この他に「ことばの教室」が小学校4校にあり、前述の市立養護学校がある。以上のような経過を踏まえ、ここでは中学校の特別指導学級を中心にその現状と、学校長から見た障害児教育への課題と意識を検証する。

平成13年度 藤沢市内中学校 特別指導学級在籍内訳

学 校	A	B	C	D	E	F	G	H
学級数	2	2	2	2	2	2	2	2
生徒数	11	8	8	6	12	5	7	10
職員数	4	3	3	2	4	2	2	3

※ 学級種別は知的と情緒が各校に1学級ずつ。

※ 市の独自措置で介助員の制度があり、小中の通常級、特

別指導学級対象に介助を必要とする児童生徒に個人に、申請に応じてつける。

※ 通常学級を対象に巡回教育相談員の制度がある。

※ 本市では特殊学級を「特別指導学級」と呼ぶ。以下同様。

昭和32年に本市の中学校に最初の特別指導学級が開設されてから45年が経過したが、その内実は時期により様々な変化が見られる。先に開設された小学校の特別指導学級卒業生の受け皿としてできた訳ではあるが、入級の条件や設置の基準は今とは大きく違っている。最も大きな点は生徒の能力に条件が定められていたことであろう。身辺自立はもちろん自力通学も可能であり、社会性、会話力、計算力、など現在であれば通常級の学級で十分に過ごすことのできる生徒が対象となっていた。当時担任をしていた職員から、そのころの学級や学校の様子を聞くことができた。それによると；

1. 当初は担任のなり手がなく、管理職が説得の末ようやく決めることができた。
2. 社会はもちろん学校内でも障害児教育に対する理解、関心は低く、多くの誤解があった。「特別指導学級担当は一般教員より能力が低い」という見方さえあった。
3. 市内を数ブロックに分け、それぞれに学級を開設する計画であったが、当初は1校に全市内から通学してくる状況であった。
4. 入級してくる生徒は障害は軽度であり（IQ60～90）作業等かなりの内容をこなすことができた。

このような状況ではあったが、生徒は通常学級の生徒と比較的良好な関係で生活できたようである。重度の障害を持った生徒は入級することができなかったため、後になるとその多くは、すでに開校されていた市立白浜養護学校へと入学することとなった。

本市では早くから統合教育が提唱された。そのため一時は障害を持ったかなりの数の児童生徒が通常の学級で生活をしてきた。このことについては保護者の関心も高く、市外からわざわざ転入をするケースも見られた。しかし教育内容や人的なものに対する配慮も特段ない中で「ただいるだけ」という状況があり必ずしもすべてがよい結果をもたらした訳ではない。

このような中で中学校の特別指導学級は各ブロックに設置されていた。しかしそれぞれの学級の教育内容についてはそれぞれの担任の裁量に負うところが大きく、保護者や通常級の職員から疑問や不満の声が聞かれることも少なからずあった。市としては、毎年、障害児教育に対する方向付けは示されてはきたが、具体化が遅れたことがひとつの要因と考えることができる。

中学校では今、障害を持った生徒やそれに準ずる教育的配慮を要する生徒の対応に苦慮している。ここで各校の校長から見た障害児教育の課題や問題点をまとめ、これからの方向性を検討してみたい。

これまで市内中学校の校長会のなかで、障害児教育が大きく論議されることは無かった。管理職の多くが過去の経験において障害児教育に直接関わる機会がなかったことによるものがあるが、担当の職員に任せておけばよい(任さざるをえない)という姿勢があり、学校全体としてさほど大きな問題とはならなかったことにも起因している。ところが最近、通常学級においても問題傾向を持った生徒が、単に「問題」ではなく「一つの障害」として見る動きが高まった。そのような生徒の対応は、どこの学校でもノウハウが無く苦労しているところであり、この「教育上配慮を要する生徒」の居場所としての特別指導学級、そして障害児教育に目を向けさせる要素となったと考えられる。

この度、管理職から見た障害児教育を検証するに当たり、各中学校長からの意見集約をおこなった。

Ⅱ. 障害児教育に関する校長会 アンケートの実施

障害児教育アンケート（市内全中学校長対象）

主な内容

- ・ 学校長自身の経験について
- ・ 障害児教育のとらえ方
- ・ 障害児教育に求めるもの
- ・ 課題と要望

以下はその集約結果である。

校長から見た障害児教育

(2001年7月 校長会アンケート集計結果)

○ 市内中学校長の障害児教育の経験(19校中、重複あり)

1. 特別指導学級での指導	3
2. 養護学校での指導	1
3. 特学設置校に勤務 (管理職としてを含む)	12
4. 交流教育での関わり	5
5. 通常級に在籍の障害児の指導	9

1. 校長自身の経験からの印象と課題・問題点

(1) 特別指導学級の指導から

1. 8%の手当てが、交流を進める上でネックになるケースがあること
2. 特学の教師と通常級の教師の意思疎通を図ること
3. 人手不足・教材開発のむずかしさ
4. 教育課程の研究不足

(2) 養護学校での指導から

1. 教師と保護者との信頼関係の確立
2. 特殊教育担当者の意識の狭さ

(3) 特学設置校勤務の経験から

1. 教室が、学校施設の隅に置かれるのことは望ましくない
2. 宿泊行事の大変さ
3. 障害児の教育が職員の経験と勘に頼る面が多いように思われる点
4. 一人ひとりの特色を生かした指導メニューが必要
5. 特学担当教師の向上心の欠如、様々な障害に応じた個の指導不足
6. 指導の効果、有効性を確かめること
7. 特学担当以外の教師との認識の差

(4) 交流教育での指導から

1. 担当以外の教員の理解と協力

(5) 通常学級に在籍する障害児の指導から

1. 車椅子使用生徒のトイレ介助をボランティア(介助員)のお母さん方と一緒にいった。かなりの重労働である。
2. 自分自身の専門知識の不足
3. 障害児の部分的な能力の差
4. 特学に対する考えが小中で少し違うようで、通常級在籍が子供のためによいのかどうか不明な点がある。
5. 小、中と通常級に在籍の女兒であったが(情緒障害と思われる。自閉症?)、周囲の子供たちのかかわりが、とても温かだったこと、そして中3になる頃には、会話がおうむ返しから段々に成り立つようになっていた。
6. 人手不足、個別指導の困難さ
7. 中1～2まで母親が常につき添っていた。他の生徒や、保護者から次第に苦情が増えて対応に苦労した。結局、周囲の理解が得られぬまま、中3で養護学校へ転出した。
8. 管理職になってから、多動性の生徒の対応に苦労した。その生徒は学年がかわった時点で保護者の希望で特学設置校へ転出した。

2. 「障害児教育」のイメージについて

(1) 通常級の教育と比較して

- | | |
|--------------|----|
| 1. 全く異質である | 3 |
| 2. ある程度異質である | 13 |
| 3. やや異質である | 1 |
| 4. 同じである | 0 |

(2) 相違点

- | | |
|-------------------------|----|
| 1. 実際の考え方(指導法)が異なっている | 13 |
| 2. 教育課程(指導展開の目標)が異なっている | 13 |
| 3. 教育の制度が異なっている | 3 |
| 4. 施設・設備が異なっている | 8 |

(3) 障害児教育と通常の教育での、子供への対応の捉え方の違い

- | | |
|---------------|---|
| 1. 違いがあると思う | 9 |
| 2. 違いがあると思わない | 2 |
| 3. どちらとも言えない | 5 |

(4) {2-(3)}について違いがあると思うのは、どのような場面か

- | | |
|---|---|
| 1. より教育的な捉え方 | 1 |
| 2. より教育と異なる分野(医学、生理学、運動学等)に基づいた捉え方 | 3 |
| 3. その他:特別な教育的ニーズに応じた教育を行うため、障害の程度を踏まえ、教育的、心理学的、医学的な視点から捉えることが重要 | |

3. 通常級に在籍する「障害のある子ども」が共に学ぶことについて、共感のあるものは何か

- | | |
|--------------------------------------|----|
| (1) 子どもの状態がどのようなであっても、共に学ぶべきである | 0 |
| (2) 子どもの状態に応じ、専門的な配慮のもとにある場所で学ぶ方がよい | 5 |
| (3) 共に学ぶには、子どもの状態に関する条件が必要 | 2 |
| (4) 共に学ぶには、環境(子どもを取り巻く人やもの)に関する条件が必要 | 2 |
| (5) 共に学ぶには、子どもの状態や環境の状態に関する両方の条件が必要 | 11 |

4. 共に学ぶには「子どもの状態」について条件が必要とされる場合〔3-(3)(5)について〕、その内容と程度は

- | | |
|--|--|
| (1) 授業の内容が理解できること
(ほとんど 0 ある程度 3) | |
| (2) 日常の集団での行動ができること
(ほとんど 0 ある程度 8) | |

- (3) 教師との会話(ことばでの)ができること

(ほとんど 0 ある程度 4)

- (4) 日常な生活の動き(食事やトイレや歩行等)ができること

(ほとんど 4 ある程度 7)

- (5) その他:子どもの状態に応じた、共に学び合える場面を積極的につくる

5. 共に学ぶための環境的条件が必要とされる場合〔3-(4)(5)について〕、その内容は

○ 環境的条件として

- | | |
|--------------------------------------|----|
| (1) バリアフリー(階段、トイレ、盲者用の点字ブロック等)の充実が必要 | 9 |
| (2) 教員用の組織や役割システムの改善が必要 | 10 |
| (3) 教育課程の改善が必要 | 1 |
| (4) 特殊教育側の積極的な方向付けが必要 | 1 |
| (5) その他:学校施設の設備充実 | |

○ 人的条件として

- | | |
|-----------------------------------|---|
| (1) 学校管理者側の理解や積極的行動が必要 | 4 |
| (2) 教師側の理解や積極的行動が必要 | 7 |
| (3) 保護者側(障害がある子ども以外の)の理解や積極的行動が必要 | 5 |
| (4) 子ども側(障害がある子ども以外の)に対する教育的配慮が必要 | 5 |
| (5) その他:短時間勤務職員(介助員を含む)の配置 | |

6. 障害児教育のための校内の連帯・協力についてどのような情報提供を望むか

○ 総論的

- | | |
|-----------------------------|---|
| (1) 特殊教育の在り方に関する情報 | 3 |
| (2) 特殊教育の内容、方法に関する情報 | 6 |
| (3) 通常教育と特殊教育に共通したあり方に関する情報 | 8 |

○ 各論的

- | | |
|-----------------------------|---|
| (1) 障害(児)の特性に関する情報 | 2 |
| (2) 障害児の指導の内容・方法に関する情報 | 6 |
| (3) 障害児通常児に共通した指導のあり方に関する情報 | 9 |

7. 通常教育と障害児教育に携わるそれぞれの教師が連携・協力しようとする時、必要なものは何か

- | | |
|---|--|
| 1. 実際に交流を行って情報交換を重ねること | |
| 2. 生徒の障害の状態に応じた指導ができるよう、何がその生徒にとって望ましいか、指導方法や指導の場、形態等について研修すること | |
| 3. 障害児教育の情報提供 | |
| 4. 相互理解:通常級の教師が忙しいのに交流をお願いします | |

- るが、逆の面での協力が無い
5. 両者の日常的な情報交換
 6. 障害児教育に携わる教員からの積極的な提案と情報の発信
 7. 情報交換、情報の共有をはかり協力体制を築いていくこと
 8. 障害の特性に応じた指導内容、指導方法（カリキュラム）の情報交換
 9. 特学の担任も通常級で教えた方がよい（通常級の担任も特学で教えた方がよい）
 10. 教師全員が通常教育と障害児教育の両方の経験を持つような努力
 11. 障害児教育に対する理解と、共通認識を持つ努力
 12. その子に対して、どのような教育を、どのように行うべきかを探る努力
 13. 障害を持つ生徒は、日々、気持ちの状態が変化する傾向にあるので、そのことを知った上で生徒理解をする必要がある
 14. 行事等では事前に互いに連絡をとったり、打合せをすることが大切
 15. 自分を拓く
 16. 指導方法や学習内容等について相互に理解しあうこと
 17. お互いの苦労を認めあう（理解する）こと
 18. 日常的な仕事の共有、積極的な意見交換

8. 特別指導学級の教育の課題

1. やむを得ずにここに通わせているという親がおり、学校と家庭の連携を作りにくくしている
2. 親の考え方を子に強制していないか
3. 特殊教育に関する知識を有し、指導力のある教員を増やすこと
4. 生徒の状態を踏まえ、手厚く非常勤務講師等を早期に配置したり、施設・設備の充実、整備が望まれる
5. 将来の進路、仕事先（受入先）の不足
6. 宿泊行事での介助員の制度化
7. 障害の度合いが重度化していることへの対応
8. IEPを作成する上でのシステム作り（人の配置）
9. 一人ひとりの子どもにあった教育をどのようにしてゆくか
10. 職員の経験と勘に頼るだけでなく、専門家チームや保護者と連携して、その子の教育方法を決めていくシステムづくりが必要
11. 一律の教員定数による配置ではなく、生徒の障害の程度に応じた増員が可能な制度にして欲しい
12. 高等部卒業後の進路の保障
13. 指導のマナー化←個々の障害児の指導に関して、教師同士や親とのぶつかり合いがないこと

- 保護者の願いとずれが生じること→教師はそれに気づかないこと
14. 生きる力というか、個人として自立できる方向性の基礎を養うこと
 15. 学級（学校）による指導内容の違いと研究する機会の少なさ

9. 養護学校における教育の在り方の課題と要望

1. 通常級との交流が盛んになってきているので、今後、更に実績を積み上げてほしい
2. 障害の重度、重複化や多様化など特殊教育のノーマライゼーションが進展する中で、一人一人のニーズに応じた教育が通常教育でも最大限できるような教育の在り方が広がることを望む
3. 教育の原点であると思う
4. 障害の重い生徒から受け入れるというシステムづくりが必要と考える
5. 研究の中身を研究発表会等で広く市内に公開すべき
6. 養護学校と特学との交流・連携が、特に職員に必要なと思う（知恵と知識の蓄積と交流がないと、もったいないと思う）
7. 教務主任、学年主任などの中堅職員が核になり、教育活動が展開されていくことが望ましい
8. 多様な指導に対応できるような人的配置と時間が欲しい
9. 個別指導に対応できるシステムと施設・設備が必要
10. 個人としての生きる力（誇り・自信）を思い起こさせる教育
11. 通常学級（学校）との交流の少なさ・教育課程の研究不足・障害児教育の持つ内向性（排他性）

10. 通常級に在籍する障害を持った生徒、配慮を要する生徒の指導についての問題点と課題

1. 家庭でのケアが期待できず、生活訓練の機会を得られないまま思春期をむかえている者がいる
2. 教員の負担の増加・人員の加配が望まれる
3. 進路（普通高校を望む親の子に対する認識の甘さ）
4. 通常教育が多忙を極めていく状態の中で、指導の充実を図るために、担任に限らず、ほかの教職員全体の理解を得る努力が必要。
5. 周りの生徒の教育にはプラス面が多いと思うが、障害を持つ生徒本人にとっては専門的教育を受けた方がプラスではないかと思う
6. ADHD及び軽度知的障害の生徒の指導
7. 人的な対応
8. 担当一人の対応では限界があると思われる
9. いわゆる境界児と言われる子どもの指導をどこで行う

- か（現在ではそういう子どもを指導する場がないと思う）
10. 親の障害認知を導く方法
 11. 中学校卒業後の進路（高等学校に特学があるとよい）
 12. 小学校での対応の仕方や、教育に対する考え方が、中学校と異なっていること
 13. 通常級だけでの指導？でよいのか疑問
 14. その子の指導に対する専門家（障害についての）の意見が聞けない
 15. 通常級にいる知的レベルの低い子の指導のあり方や手立ての理解不足
 16. 親の子に対する認識不足をどう啓発するか
 17. 障害に対する理解不足
 18. 他人との人間関係のあり方、トラブル発生時の指導や対応がむずかしい
 19. 保護者（障害を持つ生徒以外の）からの理解の必要性
 20. 情報量が少なく気軽に相談できる場が少ない
 21. 対応が担任教師個人の責任になってしまうことが多い

Ⅲ. 意見集約からの考察

1. 障害児教育に対する姿勢

学校長の中で実際に特別指導学級担任としての経験者は少なく、大部分は設置校に勤務してのかかわりか、通常級に在籍した生徒の指導での経験であった。昭和62年発行の冊子「藤沢市障害児教育30年のあゆみ」を見ると、市内で初めての特別指導学級（小）が開級したときの当時の教育長が、「管理職になるためには特殊教育の経験がなければならない。」と言われたことが書かれている。教育の条件やノウハウについては実際にかかわってみなければわからない事柄も多く、学校を運営して行く立場からすればどのように指導や援助をすれば良いのかが見えないことは十分に考えられる。またこの冊子には次のような記述もある。

「学校の中に置かれた特学が学校の中で孤立しては困る。全市の中で孤立しても困る。各学校から送りさえすればよしとされても困る。少なくとも心だけでも各学校の校長や先生方に関心をもってもらいたい。」

この一節からも現在に至るまで課題は変わっていないことが分かる。しかし経験が少ないことだけが問題であろうか。経験のある無しにかかわらず学校運営の中では対処をして行かねばならない。いま必要なのは障害児教育の様々なニーズに対する具体的な施策であろう。

2. 生徒の処遇上の問題

現在まで藤沢市では障害を持つ児童生徒については就学指導会議の中で処遇の検討がおこなわれてきた。しかし前述したように最終的には本人や保護者の意向が尊重されて処遇が決められて来た経過がある。そのため必ずしも整っ

た条件のもとで就学ができた訳ではなく、また、施設設備はそろえられても人的な面で十分という訳ではなかった。現在では介助員派遣事業も充実し特別指導学級でも通常級でもケアの面では緩和されてはいる。また、通常級には巡回教育相談員も導入され対応しているが、指導員の数や時間の面では十分とはいえない。

今、市内の特別指導学級や養護学校に在籍する生徒を見ると、障害の程度や内実に大きな幅があり、果たして現状が適であるかどうか疑問の残る部分もある。実際、一般に言う「障害」ではなく、学習遅進や学校不適應など情緒的な問題を抱えて在籍している生徒もいて対応を難しくしている。しかし実際に処遇する場面では、管理職に判断できる部分は限られていて、結局担当の教員にすべてを任せざる以外方法がない。通常級に在籍している障害を持つ生徒についても同様のことが言える。

3. 教育条件の整備

藤沢市ではこれまで肢体の障害を持つ生徒のため、必要に応じてエレベーターなどの施設の設置を行ったり、状況に応じた努力がなされてきた。特別指導学級の教室については各学校の実情により立地条件にかなりの違いがある。毎年各学校長を通してさまざまな要望が出されているが、予算の枠もあり、なかなか十分とは言えない。更衣室、専用のトイレ、シャワールーム、空調設備など障害の状況によっては不可欠のものも多く、設置規準の見直しも含め、市への一層の働きかけが必要である。

4. 教育課程と担当者の育成

さまざまな意見の中で多く挙げられているのは、担当教員の資質向上と校内の協力体制である。担当者のための研修の機会は市、県あわせかなりの内容のものが実施されており、また積極的な参加者も多い。しかしそれが日々の教育活動に十分に反映されているとは言い難い。特別指導学級の教員体制がTTを主体とした形態であるため、新しい方法や計画が実施しにくい体質がある。また管理職の障害児教育の経験や情報が少ない場合、内容に踏み込んだ指導がしにくいことも考えられる。市内の特別指導学級の教育課程についてだれもが内容を把握でき、管理職を交えた意見交換ができる場を設定されることが望まれる。少なくとも設置校の校長の意見交換の機会は実現すべきではないか。

5. 教員の協力体制

特別指導学級担当と通常級職員との意思疎通不足によるトラブルはよく聞かれる事である。養護学校と異なり通常級の日課に準じて活動する特別指導学級では学校行事や交流授業などでの調整は神経を使うところであり、その目的や手順の確認が不十分だと生徒自身の活動に支障をきたし

てしまう。また通常級職員への過度の要求は思わぬ確執を生じることもあり、これでは十分な教育活動は期待できない。この原因の一つは同じ学校でありながら特別指導学級と通常級の教育課程を互いに理解していないことに起因する。特別指導学級からの発信を促す必要がある。教師サイドの授業交流もお互いを理解する上で効果があるが、授業時数の問題もあり、なによりも教員の意識に負うところが大きい。通常級自体も決して余裕があるわけではなく「特殊学級の生徒もすべて同じ学校の一員だ」という気持ちを教職員が持つように日常的に啓発することが大切である。

IV. これからの展望

今回の意見集約については、藤沢市中学校長会の協力を得てまとめることができた。予想された以上に現在各学校が抱える問題は大きく、緊急性もあり、管理職として早急に取り組みをもたれるものは多い。しかしそれぞれの学校において、現実には新しい教育課程の実施や生徒指導、地域との連携等取り組まなければならない山積みの課題がある。個々の管理職の努力だけでは容易に解決はできない。どうしても市の障害児教育全体の問題としてとらえなければならないだろう。

昭和30年藤沢市特殊教育協議会の第一回が開かれてから現在まで、児童生徒の適正就学をはじめ障害児教育全般に広く活動を行って来た。時代の推移と共に社会のニーズ

は変化したが、根本的なものは変わっておらず、また当時と同じ課題を現在もまだ抱えている。さまざまな施策や活動が提唱され実施されて来たが、なかなか学校現場に定着していない。日々の対応に追われて新たなものを受け入れる余裕がないのも事実である。

今回の「管理職から見た障害児教育」をまとめるに当たり、共通して重要と思われることは、一つには障害児教育に直接携わっている側からの発信である。これについては管理職の立場からも積極的にサポートをし、共通理解を広げるために橋渡し役をするべきであろう。また一つには学校現場の代表として行政に働きかけをし、障害児教育を推進するための組織の充実を進めなければならない。当面は特別指導学級設置校の校長会や担当者会の中で、情報や教育課程の共有を計っていくべきであろう。

今回は中学校のみの検討であったが、小学校においても状態は共通する部分が多い。特にこの数年、担当を希望する教師が少なくなっており、人員の確保が課題となっている。また小、中学校を共通して特別指導学級の設置基準を整理していく必要がある。

これまでは本市は障害児教育に対する姿勢や考え方の上で、ある面では先進的ではあったが、それを保障するための指導体制や教育課程の研究などの内実が不十分だったことについては否定できない。今後より良い方向を模索するための具体的な行動が求められている。